



令和5年12月議会を傍聴して

中町 矢島 篤

町議会は「枯れ木も山の賑わい」と思って都合がつけば傍聴していますが、1本か2本の木では賑わいにならず、残念に思うことが多いです。前回（9月）は、最初の議題が職員自死の問題で、少し遅れて傍聴室に入ったときは大勢の傍聴人にびっくりしましたが、この議題が終わると潮が引けるように、また枯れ木1本になってしまいました。理由は不明です。今回は1日目の

午後に同様の質問がありましたが、都合により傍聴できなかったもので、そのときの傍聴席の様子は分かりません。役場内で二度とこのような大問題が発生しないようにするために、内部の対応は勿論重要ですが、この問題だけで役場業務は終わりではありません。終わりのない町政を支えるのは住民ですから、気になる問題に対して、自ら折に触れて考えることが重要と思います。



議会の傍聴にお出掛け下さい

議会本会議、議員の一般質問、議案審議をする委員会は、町民の皆さんに傍聴していただけます。3月4日開催予定の3月会議は予算が審議されます。是非、傍聴にお出かけください。

議会本会議、議員の一般質問の傍聴は、当日役場3階の議場前で受付後、傍聴席にお越しください。委員会傍聴は事務局までご連絡ください。

請願、陳情はいつでも受け付けております

国または地方公共団体に対して意見や希望を述べるために、請願（紹介議員1名が必要）、陳情を受け付けております。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

【問い合わせ】

議会事務局 026-214-9112

発行責任者 議長 小西和実 議会広報委員会 委員長 竹内淳子 副委員長 村中 容 委員 田中助一 中村雅代 小林一広 小淵 晃 小西和実

編集後記

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

2024年が始まりました。心新たにこの一年をどう過ごすのか、思いをめぐらされている方も多いと思います。昨年は異常気象や災害、紛争などの暗いニュースも多い1年でしたが、前向きな気持ちで対策や対応を考えて行動することが大切だと感じます。

議会だより114号から「共助のチカラ—新たな町の原動力へ—」としてご紹介している、小布施町で協力しながら活動しておられるグループの皆さんからもその思いが伝わります。

議会も、町民の皆さんが心豊かに暮らせるように、様々な問題に対して皆さんのご意見をお聞きし行政と協働し問題解決のために努力する一年にすべく活動してまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

皆さんにとって良き一年になりますよう心から祈念申し上げます。

議会だより おふせ

No. 115

2024.1.20

発行 長野県小布施町議会



小布施町スポーツ協会主催の新春歩き初め会の準備体操の様子です



町制施行70周年の新たな年に
小布施町議会議長 小西 和実

新年あけましておめでとうございます。
町民の皆さまにおかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年も議会運営にご助力を賜りますとともに、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年4月に小布施町議会議員選挙が行われました。16年ぶりの選挙戦となりました。3期連続で無投票選挙となりました町議会において、4期連続無投票が回避できましたことは、地方自治の観点からも、大変に意義のあることであります。今回の選挙では5名の新人議員が当選されました。新人議員の皆さんにも貴重な議会の戦力として力を発揮していただいております。

また、9月の議会では議会の刷新をめざして一層の議会改革を推進するため、「議会改革推進特別委員会」を設置いたしました。①議会運営機能の向上、②議員の資質向上、③議会事務局の対応力向上、④その他議長が諮問する事項、という4項目について

て調査・研究を進めるための諮問を行いました。この特別委員会の取り組みによって、さらなる議会の刷新を目指し、議会をより活性化させてまいります。

これまで議会の活性化については、幾度も議論を重ね、通年議会および議会基本条例の導入などをはじめとした様々な事項に取り組んでまいりました。

しかしながら、まだまだ町民の皆さまの議会に対するご関心も十分ではありません。また昨年度まではコロナ禍の影響もあり、さらなる議会の改革が求められている中で、議会としては不断の努力を今後も継続していくことが求められています。

小布施町の未来に向けて議会においても新たな取り組みを取り入れ、議会の刷新を適切に行っていくことが、これからの小布施町にふさわしい議会とするための礎になると確信をいたしております。

町制70周年の新たな年の始まりを迎えた小布施町議会に對しまして、町民の皆さまからのご期待とご支援を賜りますようお願い申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。



小倉 繭 議員
政策立案常任委員長
山崎博雄 議員

久保田守彦 議員
総務産業常任委員長
中村雅代 議員

寺島弘樹 議員
監査委員
関 悦子 議員

小淵 晃 議員
議長
小西和実 議員

村中 容 議員
副議長
福島浩洋 議員

鈴木利一 事務局長
小林一広 議員
議会運営委員長

草間愉佳子 書記
社会文教常任委員長
関 良幸 議員

田中助一 議員
議会改革推進特別委員長
竹内淳子 議員
議会広報常任委員長

共助のチカラ

新たな町の原動力へ

新規就農者の味方 幸作会

新年はじめての共助の力は「幸作会」の皆さんをご紹介します。Iターン・Uターンで農業を始めた新規就農者の会です。助け合いと情報交換の場にお邪魔しました。



色々なメンバーとの交流が楽しい!

幸作会は会員数約20名で、以前は男性中心で、女性も加入したことから2015年に今の形になりました。みんなのよりどころとして会員相互の意見交換や助け合いの場として活動し、ふるさと納税の返礼品として農作物を出荷、森の駐車場での直売、埼玉県戸田市や福井県鯖江市でのイベントにも参加しています。活動の原動力は「いろいろなメンバーがいるのがいい」とのこと。なくさずであり続けたいと希望を語っていただきました。

この日は町の産業振興課と意見交換を行いました。4つのグループになり、「今シーズン、うまくいったこと」、「自分の農業生産や経営の課題」、「新規就農時があるとありがたい支援などについて話し合いました。

意見交換では

- 農地が見つからない。畑の確保に苦勞していて、いい畑が回ってこない。地主さんにやっつきれいにした農地を返してほしいといわれる。
- 忙しく「この日だけは」という時に、子どもに手をかけなければならない。
- 色々な里親の元で学んでみたい。
- 戸田市などだけでなくもっと販売場所を増やしてほしい。
- 農地を借りているが、契約を更新してくれるかが不安になる。



楽しく真剣な意見交換は続きません。空き家と遊休農地の間をていねいに結びつけるコーディネーターが必要です。

次のページでは議会報告会と意見交換の様子をお届けします

町民の皆さんと向き合う

議会報告会&意見交換



公民館講堂で議会報告会をし、町民の皆さんと意見交換を行いました

議会基本条例に定められた議会報告会。今回、10月29日に開催しました。参加いただいた皆さんに熱いご意見をいただきました。概要をご紹介します。



市川 博之さん

一部の補助金に疑問が

市川さん 「財政は良好」と議会だよりにあるが、これは前町政の間に町長と町民が一体となって借金を圧縮した結果。しかし、一部の補助金については疑問が残ります。

議会 ご意見は議会の中で検討し、どう進めるかということになります。議会として今後補助金のあり方について検討していきます。



左：大島 秀美さん 右：寺島 正雄さん

コミュニティ会長に通知が来ない

寺島さん 都住コミュニティ（六川、矢島、清水、中子塚）の会長は自治会長でない者が務めています。町政懇談会などコミュニティの事業を実施するとき自治会長には通知が来るのに、コミュニティの会長には来ないことがあり、困惑しています。

議会 コミュニティ活動のあり方については今後考えていく課題です。必要な連絡、通知の不備については、各担当課間の連絡調整をしっかりと働きかけます。

議会のチェック機能に期待

大島さん 議会にはチェック機能はあるので



上原 洋子さん

一般質問のその後は

上原さん 音楽堂の保存修繕、音楽堂にあるピアノの調律、小布施駅前開発など、議員が一般質問をした件について、その後はどうなっているのでしょうか。

議会 所管課に確認をしていきます。駅前の開発については、地元の伊勢町などの想いもあり、町が一存で動かせないという事情もあると聞いています。引き続き検討し、議会として働きかけていきます。

職員研修はどのようにするのか

元田さん 保育園保育士、幼稚園教諭の研修をどう考えているのでしょうか。また、前の議会で設置されたアシスター会議は今後も議会をアシストするものが必要だとして終わったと思いますが、今後はどうするのでしょうか。

議会 通常の研修に加え、国や県等が行う研修を勧めるように働きかけています。教育委員会及び健康福祉課と懇談し、子育て支援に関する事業について所管事務調査として調べを進めていきますが、その中でも取り組みたいと考えます。また、アシスター会議は良いところを残してやってほしいということ聞いています。どのように行うか今後検討する予定です。



元田 和行さん

議会の対応

意見交換でお出しいただいたご意見は、議会の中で検討します。

ご報告できるようになりましたらお知らせしていきます。

ご意見ありがとうございました



議会や委員会の制度や取り組みを説明しました

しょうか。議会が素晴らしいといわれるような取り組みを期待します。

議会 コミュニティを通しての連絡や配り物の不備についてはしっかりチェックしていきます。皆さんの声を行政に届けることも議会の役割と考えています。

次のページでは議員視察研修についてご報告します

議員視察

議会では10月31日から3日間の日程で議員視察研修を行いました。岡山県（吉備中央町・倉敷市）と広島県（北広島町・府中市・尾道市）を視察し、それぞれの町市の取り組みを勉強しました。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会それぞれの所管の事項について報告させていただきます。



北広島町
DX加速化戦略に係る施策
ゼロ・カーボン関連施策

総務産業常任委員会所管
 少子高齢化・人口減少が進むなかで、「持続可能なまち」をつくるため、様々なデジタル技術を活用しDXの実現に向けて取り組んでいます。また、「地球温暖化対策実行計画〈ゼロ・カーボンタウン推進計画〉」を策定し、ゼロ・カーボンタウン推進加速化補助金を活用し省エネ機器買い替え支援を行っています。サステナブルな社会の実現に向けて、デジタル技術の導入を進めていくことが必要です。



広島県



府中市
観光トイレツーリズム
「びんご府中おもてなしトイレ」

総務産業常任委員会所管
 市の施設のみならず、民間事業者・地域団体などと協力し、府中市を訪れる観光客にとって快適なトイレを利用提供できるよう力を入れています。財源に「デジタル技術等を活用した観光地スマート化推進事業補助金」を充てています。この補助金は、新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要の回復を見据えながら、誰もがストレスなく安全安心に周遊観光を楽しめるように、観光地や観光施設などを対象にデジタル技術などを活用した観光インフラ整備を行う経費に対するもので、交付金を上手に活用していました。

尾道市
NPO法人空き家再生プロジェクトの活動について

総務産業常任委員会所管
 尾道固有の町並みや建物は暮らしの歴史であり文化です。しかし、現在は高齢化のため空き家が数多く存在し、空き家再生プロジェクトはそれらを再生し新たな活用を模索しながら、尾道らしいまちづくりを展開しています。空き家対策を進めるため、市では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されています。我が町でも空き家等対策を総合的、計画的に実施していくためには、空き家等対策計画を策定、空き家などの発生抑制、適切な管理、利活用促進、除却・跡地活用に至る各段階に応じた空き家等対策の推進が重要と思われる。



吉備中央町
子育て支援事業への取り組み
定住促進事業への取り組み

社会文教常任委員会所管
 平成28年に「子育て応援宣言」を行い、教育活動の充実と子どもが健やかに育てる環境づくりを推進しています。
 結婚祝い金の支給、結婚新生活応援事業、子育て世代応援金として第一子には100万円を支給するなど「子どもを産み育てたくなるまち」を実現するための取り組みを推進。また、定住促進課を設置し、おとし暮らし支援や空き家活用支援として各種受託施設の整備を進めるほか、各種補助事業を実施し、定住移住促進に力を入れています。


倉敷市
倉敷美観地区

総務産業常任委員会所管
 大原美術館や繊維産業などに代表されるように、常に新しい事にチャレンジし続けている町。長い歴史や伝統に育まれた「くらし」に息づき、未来に続く新しい文化を創り出しています。白壁の蔵屋敷、なまこ壁、柳並木など、趣ある景観が楽しめる倉敷美観地区。おしゃれなショップや、町家を改装したカフェなどが軒を連ね、1年中大勢の観光客で賑わいをみせています。
 小布施町でも新しくいろいろな店舗がオープンしており町並みとの調和や景観の保護が課題です。

視察研修を通して

小布施町にはない各方面の施策について視察研修を行いました。中国地方において子育て応援宣言の町、丘陵を開発してキッズパークを設置し子どもの見守りと自由に育てる施設。観光に訪れるお客様に安心して使っていただけるトイレのあり方と現地の視察。一人の女性が立案し古民家（長屋）と明治時代の診療所の再生プロジェクト、小布施にはない工夫のまちづくり。合併により広域になった町をDXの加速化で連絡体制を整え、工場誘致を積極的に行い昼間の人口の方が多い逆転現象など、多くの事例を見ることができ有意義な視察研修となりました。

※今回の視察研修の調査報告は図書館で閲覧することができます。それぞれの議員が視察研修を通して学んだことをこれからの小布施町にどのように活かしていくのかぜひご一読ください。



福島 浩洋
 視察研修
 実行委員長

次のページは委員会報告です。委員会がどのような活動をしているかは是非知って下さい

委員会報告

各委員会で視察研修・各種団体との懇談会を行いました。

2023年10月6日

午後0時30分
栗燻蒸施設の視察
(旧北部共撰所)

総務産業常任委員会

令和5年6月会議で、振興公社による栗燻蒸施設新設の補助金600万円を可決、完成した燻蒸施設と運営状況を視察しました。

ボンベから薬品を注入して燻蒸する施設であり、職員は防毒マスクを装着し作業を行います。令和5年度は、10月17日まで燻蒸作業が行われました。



2023年10月26日

健康福祉課・教育委員会との懇談会

午前9時30分
健康福祉課
午後1時30分
教育委員会
(第1会議室)

社会文教常任委員会

健康福祉課と教育委員会との懇談会を開催しました。健康福祉課は、課長ほか5名の係長と「町民の健康福祉増進」「子ども条例の制定」などを中心に意見交換を行いました。教育委員会は、教育長、次長ほか3名の係長が出席し、令和6年設立予定の「子ども家庭支援センター」の業務の内容や体制などの概要を聞き、また、「子ども条例の制定」「ALT授業の充実」などを中心に意見交換を行いました。

2023年11月6日

午前9時
(小布施分署)

初当選議員と総務産業常任委員長で小布施分署を視察

当日、分署長より小布施分署の現状と課題をうかがいました。施設が狭く、来客対応もすべて同室、雨漏り等老朽化も激しい、男女の仮眠室が分かれておらず女性消防士が勤務できないなど、早い時期に対処をしていただきたい旨のお話をうかがいました。

2023年11月10日

午後4時
(公民館講堂)

小布施町議会とシニアクラブ連合会との懇談会

小布施町議会では小布施町シニアクラブの皆さんと年に一度の懇談会を行いました。行政内においてシニアクラブ連合会の事務局がないことの不便さ、会員の減少による増員の課題など、積極的に活発な意見交換ができました。

令和6年度予算要望

議会では令和6年度予算編成に向けて議員間での討議を重ね要望書を作成し、令和5年10月26日に桜井昌季町長へ提出しました。日頃町民の皆さんから寄せられるご意見並びに議員一人ひとりの考える町政に必要なことが3月の予算審議の際にしっかり反映されているか注視していきます。

財政運営に関する項目

1. 大規模建設事業積立基金の残高は原材料費の高騰などを考えると非常に心許ない。基金残高の増加を図り、計画性をもって事業の推進を図られたい。
2. 小布施町における公共施設の借地契約更新時においては、借地料の減額及び購入の交渉を厳格に実施されたい。

移住定住に関する項目

3. 令和5年度の予算にも計上されているが、定住促進事業は以前から進捗が見られない。コロナ禍という条件もあったが近年も成果が見えない。コロナ禍を原因にしているが、未来の小布施像を見据えて他市町村の成果を学び根本的に再構築をされたい。

環境整備に関する項目

4. 国道403号整備事業の早期実現のために関係機関と緊密に交渉を行い、また市庭通り整備事業計画を検証し今後の方向性を明確にされたい。
5. 電力費の高騰もあり町内のゼロ・カーボンに向けての取り組みと合わせ、町自前のエネルギーの確保は急務である。自然再生エネルギー利活用への投資を積極的に検討されたい。

6. 北斎館周辺の公衆トイレの設置は急務である。大型バス進入路と合わせ整備計画を立て、必要な予算計上をしていただきたい。

7. 行政及び議会のICT化を推進する環境づくりを構築されたい。

教育に関する項目

8. H-L A Bの町内からの参加者を増やすため、参加者への補助金の増額を検討されたい。

9. 中学校部活動の地域移行に伴い必要となる指導者の確保にあたっては、保護者負担の軽減を図ることや指導頻度相応の報酬額となるよう十分な予算確保を図られたい。

農業に関する項目

10. 小布施町ふるさと納税において、農業者の貢献は顕著である。また、農業は町の基幹産業であるが、近年、異常気象が頻発しており町の農業に甚大な被害をもたらしている。小布施町の農業の育成と共に支援ができる体制を構築されたい。

12月会議 こんなことが決まりました

審議の結果全員賛成で可決した議案

議決日 令和5年12月15日

議案名等
議案第27号 小布施町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 令和6年度から企業会計に移行することに伴い、関連する条例の全部を改正するものです。
議案第28号 小布施町公共下水道条例 同上
議案第29号 小布施町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例 同上
議案第30号 小布施町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 令和6年度から企業会計に移行することに伴い、関連する条例の一部を改正するものです。
議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 小学校に入学するまでの子を養育する職員が常勤職員のまま育児のための短時間勤務できる制度の導入等を行うため関係条例の一部を改正するものです。
議案第32号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 令和5年度人事院勧告に基づく法律の一部改正等に伴い、期末手当の率などの変更を行うものです。
議案第33号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例 同上
議案第34号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 令和5年度人事院勧告に基づく法律の一部改正等に伴い、期末手当の率や給料表の変更等を行うものです。
議案第35号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 関連法の改正を受け当該事業の運営基準の一部を改正するものです。
議案第36号 小布施町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 みすみ草の移転に伴い、住所の改正を行うものです。
議案第37号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険税及び均等割保険税を減額するものです。
議案第38号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例 当該条例の対象となる職員が不在であり、今後の採用予定もないことから廃止するものです。
※小倉蘭議員は議決時退席

議案名等
議案第39号 小布施町下水道事業特別会計条例等を廃止する条例 令和6年度企業会計に移行することに伴い、関連する条例を廃止するものです。
議案第40号 令和5年度小布施町一般会計補正予算 主なものは大規模建設事業資金積立基金、後期高齢者人間ドック検診補助金、商工振興費の経営健全化資金保証料補給金、水門新設改良工事などの増額です。
議案第41号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算 産前産後保険料免除制度に係るシステム改修などを行うものです。
議案第42号 令和5年度小布施町介護保険特別会計補正予算 居宅介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費等の予算が当初の見込みを上回っており、予算の不足が見込まれるため。
議案第43号 令和5年度小布施町下水道事業特別会計補正予算 給与改定・人事等に伴う人件費の過不足の調整を行うものです。
議案第44号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算 同上
議案第45号 令和5年度小布施町水道事業補正予算 同上
議案第46号 小布施総合公園スポーツコミュニティセンターの指定管理者について 令和6年度から令和11年度までの5年間の指定管理者の指定を行うものです。
議案第47号 令和5年度小布施町一般会計補正予算 価格高騰による低所得世帯の経済的負担の軽減を目的に住民税均等割非課税世帯に対して7万円の給付金の支給を行うものです。
議案第48号 固定資産評価審査委員の選任について 任期満了に伴う固定資産評価審査委員の選任を行うものです。

12月会議は最終日の15日に追加提案された総額5,624万円追加の一般補正予算のほか条例改正、指定管理者の指定、人事案など計22議案を原案通り可決、同意しました。

小布施町選挙管理委員および小布施町選挙管理委員補充員の選挙を行いました。

固定資産評価審査委員に久保田 明男氏（63歳 上町）を再任する人事案に同意しました。

次のページは一般質問です。それぞれの議員の質問を是非ご覧ください。



小倉 剛議員

高齢者移動手段の現状と今後の取り組みは

永井健康福祉課長

今後も、新しい国の法律に従い、住民参加の生活に即した輸送資源を活用

Q 高齢者の移動手段の現状と今後の取り組みは？

人口減少の本格化に伴う需要縮小や運転者不足、高齢者の運転免許証返納の増加、国全体の現状として介護保険制度ももたなくなっています。EU脱退した英国でも様々な行政サービスが劣化して、プライドだけでの維持は困難です。法改正により、多くの自治体では知恵を絞って先進的な取り組みが行われています。令和2年11月改正、本年10月から施行の地域交通活性化再生法で、他自治体では子供のスクールバスに高齢者の同乗が制限付きで認められている例もあります。買い物も医者へも歩いて行ける住みよい街である小布施にも課題があり、介護保険事業計画等策定懇話会のアンケートでも高齢者の移動手段が焦点の一つです。いきいきと有意義に過ごすための民・公営プール付の運動施設等は町外にありますが、移動手段が不自由であれば、利用することができず運動や認知機能の低下を招き、介護・医療保険の利用者負担も自治体負担増にもなります。利用可能な輸送資源の見直しが必要です。生まれ育ち、愛し、老いても住み続ける町として存続するために、今、探して手に入る資源、町の身の丈にあった、公助、自助、共助を裏付ける町のしくみ設定が必要です。人を思いやる町民が安心して、病める者、健康な者にも心の平和が訪れますように。そこで、質問致します。

現在、社会福祉関連の町公用の車送迎利用は介護認定を受けた方々が対象と伺いますが、それ以前の方の支援はどうなっていますか。高齢者全般における通院や買い物への移動手段へのタクシー券利用や個人車を使用した新規の移動支援専用自動車保険、いわゆる、ボランティアドライバー保険の導入を考えておられますか。

A 町では早くから通勤・通学を含む移動支援の構築に取り組み町内運行バスや最近「買い物TAXI」も実施し、利用がありました。しかし「行きたい場所に行きたい時間に行くことができる」自家用車とは違い、利用者が少なく続きませんでした。常時車イスを利用する人などに対し、福祉車両で送迎する「福祉バス運行サービス事業」や住民税非課税の75才以上対象にタクシー券を補助しています。松村地区では住民参加主体のまつぼっくりの会もあります。更に、75歳以上の高齢者全般における通院や買い物への移動には町民参加の検討会「えべさの会（行こうよの方言）」などで前向きに検討してまいります。

Q 法改正で「移動支援サービス自動車保険」、これは道路運送法の許可と登録を必要としない比較的簡易な講習で加入できるものですが、町としての活用は。

A 町として先程の「えべさの会」などと協議しながら、取り入れたい意向です。

Q 町所有バスなどの公用車両の町民への提供はどうなっていますか。過去にはシニアクラブが遠征には使用できないで、社会文化団体・教育講座には提供があったと伺いますが。

その際のいわゆる「そんたく」はありませんでしたか。文化団体にバスは使用し、シニアクラブ会員が個人所有車両に同乗して、もし、事故に遭遇した場合の保障が心配ですが。

A (大宮総務課長)：過去には事例がそれぞれあり、法改正もあることから各課と相談し、行政サービスとして適正に運営してまいります。

Q おぶせロマン号への町民補助はどうですか。買い物の他にも寺、神社に行きたい町民もおられますか。

A 町民の日常利用も兼ねルートを拡げると町民・観光客双方に使い勝手が良くない手段になってしまいます。

Q 水中では高齢者も身体が動きやすいし、それでいて運動効果も望めますし、広域連携も考えて、町内にはない「ゆうゆうランドプール」への移動車両はどうですか。

A 健康増進事業として移動支援ができません。いかなど、いろいろ検討してまいります。



竹内淳子議員

ごみの分別と資源化の向上を

須山住民税務課長

生ごみ処理器キエーロの斡旋、堆肥場設置を検討します

Q 小布施町はごみの資源化を目標にしていますが、そのためには、分別を徹底しリサイクル率を高める必要があります。

小布施中学校1年生も総合学習の時間にプラスチックごみ問題を学び、プラごみの削減を呼びかける方法を模索しています。

環境省の環境白書によると、1950年以降に世界で生産されたプラスチックは83億トンを超え、63億トンがごみとして廃棄。そのうち回収されたプラスチックごみの79パーセントが埋め立てや海へ投棄され、毎年約800万トンのプラスチックごみが海に流出しています。このままのペースでは2050年には海の中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算されています。

子どもたちも自分たちの未来の問題ととらえ解決に向けて動こうとしています。

- (1)プラスチック製容器包装のリサイクル率の推移はどうでしょうか。
- (2)ごみの分別状況はどうですか。業者の想定したリサイクル費用を下回った場合、業者から拠出金がありますが、最近の状況はどうですか。
- (3)町民の皆さんへの周知徹底についてはどうですか。
- (4)プラスチック製品のリサイクル化について考えていることはありますか。
- (5)会議などでのペットボトルの利用をやめることは考えていますか。
- (6)生ごみ処理器キエーロの自作ワークショップ開催後の成果はどうでしょうか。

(7)現在の課題と今後の方針をお聞きます。

A (1)リサイクル率は平成30年度87%、令和元年度81%、2年度76%、3年度82%、4年度82%で推移しています。分別されない資源となるものが混入、びんなどの混入もありました。

(2)令和元年度分で8,356円、令和2～4年度分はありませんでした。

(3)ごみカレンダー、冊子などでの周知徹底、自治会等から地域の皆さんへの説明要望があれば出向いて説明します。

(4)プラスチック製品のリサイクルは重要かつ喫緊の課題として捉え、来年度、試験的に日曜資源回収に合わせて回収を行う方向で検討しています。

(5)役場会議時のペットボトルの提供は、直ちにやめることは難しいと考えます。

(6)参加者から使用後の感想は聞いていませんが、補助制度の検討と周知に努めます。

(7)分別やリサイクルに対する意識の高揚と、ごみ処理にかかる経費の抑制が課題です。

Q (1)リサイクル率が上がらない原因は何ですか。

(2)再生して同じ製品になりやすいアルミ缶入り湯茶に変える等の工夫はいかがですか。

(3)大容量の生ごみ処理器キエーロの購入補助、堆肥場の設置は考えていますか。

A (1)分別の積極的な呼びかけを行います。(2)すぐではないが、検討していきます。

(3)町で作成し購入の斡旋を検討していきます。堆肥化実証実験の課題を検証し、堆肥場の設置を考えてまいります。





久保田守彦議員

史料（古文書）等の散逸防止対策は

藤沢教育次長

歴史公文書等は散逸させず審議会と協力して把握調査を進めたい

2023年9月26日付の信濃毎日新聞朝刊に古物商を営む企業の広告チラシが入りました。その中に小布施町分として書画及び古文書（以下史料）等を含め、軽トラック1台分を高額で買上げたという記事が写真入りで紹介されました。

後日、状況を把握するため、買主である代表者と直接お会いし、懇談の時間をいただきました。守秘義務ということで、売り主の住所や氏名は開示いただけませんでした。小布施町のある民家から相当数の史料が出たことは確認できました。しかし、史料類は既に市にて競りにかけられ売却済で手元にはないというお答えでした。

このように、近年は、民家や土蔵が日ごとに整理・破却されているのが現状です。掛け軸等の書画については売買の対象となることから比較的に残されることが多いようですが、史料類は一般的に価値が低いと判断されがちのため、所有者個人による廃棄、あるいは一山幾らで売買され、業者によって不要と判断されれば廃棄か焼却処分とされてしまいます。

しかしながら、このような史料、特にその地域の文書は1点しかなく、それが失われてしまえば、近世における村方の歴史が断絶し、不明になる恐れがあります。地域史はこのような史料によって掘り起こされるものであり、一片の史料といえども大切に扱われ、保存される必要があります。こうした観点から、通常ではそれほど関心を持たれない史料にこそ、存在価値が認められるものと認識する次第です。

そこで、以下について関係当局にお尋ねいたします。

Q (1) 現在は個人所有であっても、近世の史料があるお宅は、かつて村方三役などの地域における有力者が関わったものが多いと思われませんが、調査や目録の制作に関与

して、史料等の散逸についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

(2) 史料の散逸を防ぐために、どのような処置が必要だとお考えですか。

(3) 町内にはかつて村名主を務めたお宅に多くの史料が保存されていると聞いていますが、その把握はできていますか。また、それ以外の史料の把握はされていますか。

(4) 把握の場合の調査はどこが所管しますか。教育委員会所管の機関に文化財保護審議会がありますが、史料の把握や調査について、審議会との関連はございますか。あるいはどのように活用されるのか、お伺いいたします。

(5) 町には文書館があり、所有者のご厚意により、史料が寄贈あるいは寄託されつつあります。このように、史料の散逸を防ぐために、所有者に対し、どのように寄贈あるいは寄託を働きかけていきますか。

(6) 教育委員会に近世文書を解説し、内容を理解できる学芸員は配置されていますか。

A (1) 歴史史料等は散逸させず、所有者や所在地は明確である必要があります。

(2) 様々な機会を通じ、良い状態で管理・保存ができる場合には引き続き個人での管理を、何らかの事情等によりそれができない場合には文書館への寄贈、寄託をお願いするなどし、引き続き散逸防止に取り組んでまいります。

(3) 把握については、全てを把握できているとは言えないと思われまます。

(4) 把握調査を行う際には、教育委員会が所管するようになります。

今後、貴重な古文書等が発見された際には、審議会に諮問しご判断を伺ってまいります。

委員の皆さまの中には、歴史公文書等に関し造詣が深い方もいらっしゃると思いますので、そのような方々のお知恵をお借りし、歴史公文書等の把握や調査も引き続き進めてまいります。

(5) 町文書館開館時には、嘱託の職員を配置していましたが、その職員が退職した後は、配置しておりません。現在は、横浜国立大学の多和田教授を中心とした小布施史料調査会にご協力いただき、史料調査や目録作成を実施しています。今後につきましても、そのような対応を行いながら、引き続き専門職員の採用について検討を続けてまいります。



田中助一議員

財政状況を踏まえた人口・財政などの今後の課題展望は

桜井町長

小布施の魅力を磨き、人口増につなげたい

Q 財政状況は好調。しかし今後の財政状況を踏まえ、小布施町の人口を増やす考えは

9月会議で決算の認定を行い、現在の財政状況は良好であるとの印象を得ました。今こそ、今までは手の付けられなかったものに手をかけていく必要がある反面、さらに加速度的に展開していく少子高齢化に対応していかなければなりません。

基本となる人口問題。現状のまま人口減少を受け入れるか、今後の人口問題へのお考えは。

A 魅力ある小布施のまちづくりを第一に考えます

人口減少を受け入れると、将来にわたる財政運営の観点や地域の活力や社会的つながりが弱まり、産業、教育、福祉などあらゆる分野でも停滞感をもたらすことから、まちづくりにおいて重要な課題と考えています。また、出生率などは、国と一体となって取り組みたいと認識しています。

町では主に首都圏からの移住定住促進を図り、そのために関係人口を増やしていくことが大切です。

子育て支援や教育の充実、健康づくりや福祉の向上、産業振興や文化・交流事業等の推進を通じ、このことで、小布施町の魅力として、町外の皆さんから「小布施町に住みたい」と思い、移り住んでいただくと考えます。

Q 今期採用の職員が40年後まで勤めることを考慮し、適正な職員採用を

町は職場の環境改善に取り組む一環として職員の増加に向け取り組んでいます。今後、人口

減少が進み、職員数が仕事量や財政規模に対し多すぎることになるのではないかと懸念されます。適正な職員数とはどの程度か。40年後、町の人口が5,000人となるとすれば、今の職員採用から配慮が必要では。

A 任期付職員の採用も含め財政規模に見合う職員採用に努めます

昨年、職員定数条例を改正し、正規職員数を145人以内に変更しました。現状の正規職員数は専門職を含めて127人です。今後、子ども家庭支援センターの立ち上げなど、業務量増大が想定されており、令和6年度当初には任期付職員を含め正規職員数は135人程度となる予定です。この配置数が、概ねの適正配置数と考えています。

現在6人の任期付職員がいます。町の財政規模に見合う職員配置数を超える職員が必要である場合には、任期付職員や専門職の会計年度任用職員を積極的に採用していきます。

Q 冷房のない議会本会議場など議会の置かれた環境の改善は

冷房設備のない本会議場、音が途切れる放送設備、タブレットの導入、利用できないWi-Fi環境、男女一緒のロッカールームなどの改善は財政状況の改善した今ではないかと思うが町長の見解は。

A いずれも可能な限り早急に改善が必要なものと考えています

使用頻度の少ない議会本会議場や役場の空きスペースの問題など検討が必要な部分もありますが、議会と協議しながら、いずれも可能な限り早急に改善が必要なものと考えています。



オープンリールデッキ時代の放送設備 音がとぶことも



中村雅代議員

役場職員の自死等にかかる報告書を受けて

桜井町長

職員の声を聞きながら、働きやすい職場環境づくりを着実に進めてまいります

これまでの取り組みを踏まえ再発防止に向けた職場環境改善の強化を

Q 今回の調査は事案の検証による組織的な問題点の洗い出し及び再発防止に主眼を置き職員数の不足や長時間労働の常態化、心身に不調が見られた職員へのフォローに課題があったなどの指摘がありました。長時間労働の是正、仕事と生活の両立支援などについて伺います。

A 時間外勤務が多い要因として、職員数の不足が挙げられています。職員体制を強化するため、この2年間、新規職員を積極的に採用し、周辺と同規模自治体並みの職員数となってきました。マニュアルの整備や報告の徹底も進め、事務の共有化ができる体制を整えてまいります。

時間外勤務の縮減につきましては、昨年8月に作成した「時間外勤務の運用に係る指針」に基づき、事前命令の徹底による上司の部下職員の業務内容及び状況の確認、業務が多い職員への課・係員による支援、一定の時間を超える場合における総務課長、副町長決裁を行うなどの取組を行っております。

Q ハラスメント対策、メンタルヘルス対策について伺います。

A 引き続きハラスメント研修を実施し、事案が発生した場合は、役場内部と外部委託の相談窓口にて対応していきます。

心の健康については、本年8月に副町長、人事・健康管理担当者、精神保健福祉士で構成する「職員支援チーム」を設置し、個々の職員の状況を関係者が横断的に把握の上対応を検討し、面的な支援を行ってまいります。

このほか、自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげられるよう、全職員を対象としたゲートキーパー研修を引き続き開催してまいり

ます。

人事行政について、職員の適正な配置を

Q 職員の確保、人事の活性化をどのように図っていくのか伺います。

A ここ数年の積極的な職員採用により必要となる職員数は順調に確保できつつあります。来年度以降については、退職者の状況や各所属からのヒアリング、中長期的な財政負担なども考慮し職員を確保してまいります。

人事異動に当たっては、在籍年数や適材適所を考慮し、職員が前向きに業務に取り組めるようにしてまいります。

また、臨時的業務が発生した場合や、育児、介護、療養のため職員が休暇を取った場合の体制について引き続き検討してまいります。

「小布施町職場環境・働き方改革推進本部」の進捗状況は

Q 推進体制など取り組みについて伺います。

A 理事者及び課長等で構成する推進本部を8月に設置しました。今後は本部会議を定期的で開催し、進捗状況の確認や問題点を洗い出し、改善策の検討を行ってまいります。

会計年度任用職員の待遇改善を

大宮総務課長

3月の条例改正に向け取り組んでまいります。

Q 地方自治法を踏まえ勤労手当支給の条例改正及び支給実施等適正な運用について伺います。

A 改正の主旨に沿った対応を行っていきたいと考えています。令和6年度より一定程度の勤労手当支給に向けて条例や規則改正等の必要性和併せて、予算編成で検討を進め3月議会にお諮りします。

Q 適切な任用は行われていますか。

A 会計年度ごとの雇用契約が原則で、一定期間内での雇用終了とし、継続的に配置が必要となる職員は5年間について毎年人事評価を行ったうえで、継続して雇用するものとしています。人事異動、勤務延長なども適正な任用が行われていると考えています。



小淵 晃議員

「県営松川住宅の跡地」を、町が購入することの是非と、購入価格は

新井副町長

町にとって有効な場所となるよう、県と協議をしてまいります

Q 松川県営住宅は昭和44年に43戸が建設され、団塊の世代の住宅不足対策に貢献をしてきました。

しかし、令和2年の春にはその役目を終え、建物は解体・撤去され、昨年春には整地がされ白い採石が敷かれています。

跡地の活用の取組みについて伺います。

A 今年6月、長野県建築住宅課公営住宅室から町及び町内の公共的団体に利活用の意向確認について照会がありました。この照会を受け、あらためてファシリティマネジメント推進会議の場で各課等の利活用について確認をいたしました。

その時点においても町として活用する具体的な予定や計画があったわけではありませんでしたが、公共施設の今後の在り方について本格的に検討開始した時期でもあり、老朽化した町公共施設の複合、集約化による一つの移転候補地の可能性としても検討できるのではないかとこの意見が挙がっていました。

そのような状況から、町として活用の可能性を残しておくため、公共施設建設の候補地とし



有効活用が期待される県営跡地

て県に回答したところです。

Q 現在、更地となっている「県営松川住宅の跡地」に、県の協力をいただきながら企業誘致をして、町の人口増と活性化を図るべきと提案をされました。

どのような取組みをされましたか。

A 当時は、企業誘致を検討しましたが、その後、都市計画的な制約もあることから、住宅や公共施設の立地が適正ではないかと考え、町としては具体的に企業誘致の取組は始めておりませんでした。

Q 町として「県営松川住宅の跡地」を、「将来の公共施設の建設候補地として確保しておく」とのお考えですが、この用地は町の最南端で町の公共施設を建てても、今後迎える高齢化社会では利用のしにくい場所です。

現時点で何の公共施設の建設候補地として考えて確保をされたのかを伺います。

また、この用地の面積はどれ位ですか。そして、購入の時期と価格について伺います。

A 現在町が借地している用地に設置されていて、今後長寿命化のため大規模な修繕工事または建設が必要な施設などの移転候補地になり得るのではないかと考え、例として健康福祉センター、役場倉庫などを想定し今年6月県に回答したところです。

用地の面積は延べ5,349平方メートル（約1,620坪）です。現時点では、町が購入するという意思決定はなされておきませんので、購入の有無及び時期は未定です。なお、もし町が購入となった場合の価格につきましては、県に照会したところ、市町村との協議により決定するとのことでした。一般的には、実勢価格や公示価格、基準地価、固定資産税評価額、不動産鑑定額などを参考に決定されると思われます。

現在、この用地を町で購入する前に町にとってより良い場所にするために県と町とで協議を進めております。



村中 容議員

農業振興対策について町の考えは

宮崎産業振興課長

「地域計画」の策定を進め地域毎に生産者と一緒に考えてまいります

Q 今後町では高齢化により離農者が増加することが予想されます。既に町農地バンクが設置され耕作放棄地解消に向けた取組をされておりますが、しかし、一度生産力の落ちた畑は借り手が見つかりにくく、借り手がついても畑の生産力を戻すのに長い時間を要します。高齢農家への積極的なアプローチや情報の収集などを行い、農地の状態を維持しているうちに次の生産者へ農地を引き継げるような取組が必要と考えますが、町の考えは。

A 町では10年後の地域の農業のあり方と、大切な農地を次世代にどう繋いでいくかを明らかにするため、令和6年度中に「地域計画」を策定するべく作業を進めております。11月に「農地経営意向調査」を行い、今後の経営の意向、規模の拡大縮小、その手法、エリアや後継者の有無などについてお聞きしています。この調査を踏まえて地域ごとに農家の皆さんと話し合っていく予定です。その中で、今後の農地利用についても生産者の皆さんと一緒に考えていくとともに、町農地バンクや相談活動の更なる充実を図ってまいります。

Q 現在町では栗の苗木に補助を出しているが、長期的な農業振興の観点からその他の果樹の苗木に対しても費用の一部補助をお願いしたい。国の果樹支援制度では品種などの制限も多く、制度が煩雑で申請には覚悟が必要です。

生産者が本当に必要としている支援制度を導

入る考えがあるか伺います。

A 国や県の制度を前提としつつも町独自の農業支援策の必要性について研究を急ぎ、ふるさと応援基金の活用を図りつつ、新年度予算の編成に合わせて制度化について研究したいと思います。

Q 「地域計画」を策定される上では農家との対話が重要であると思いますが、町の農業の将来像については町側からある程度示す必要があると考えます。その中で「スマート農業先進都市宣言」や「持続可能農業先進都市宣言」など何らかの宣言を出すことで、大学や町外企業、金融機関などと連携し易くなると思うがその様な考えはあるか町長に伺います。

桜井町長

A 先進技術について勉強不足であり、農家の皆さんのお話を聴きながら、裏付けとなるものを作った上で検討していきたいと思っています。

役場内における環境改善の方法は

桜井町長

進捗状況を定期的に確認しながら、改善を重ねてまいります

Q 今までのやり方を変えるのは容易ではないが外部コンサルタントの利用や工数の管理、事業計画書の作成などの考えは。

A 昨年7月に「3つの柱で進める職場環境の抜本改善に向けた取組方針」を策定し、①職員体制の強化②通常業務以外の業務負担軽減③定期的な人事異動、マニュアル整備によるチームで働く職場環境づくりの推進などの取組を進めています。これまでの取組について課題、成果を検証しながら改善を重ね、職員や町民の皆さまが改善を実感できるよう取り組んでまいります。

工数の管理などはまだ手がつけられていないが、マニュアルの整備やマネジメントに関する研修会の定期実施などから進めております。



関 良幸議員

凍霜害対策に支援を

宮崎産業振興課長

情報を収集し具体的な制度化について検討したい

本年4月中下旬の強い寒波による降霜により農作物に甚大な被害が発生しました。特に果樹の被害が深刻で、地域や畑によっても異なりますが、りんごなどは生産量が今年の半分以下で、収穫できてもさび果、変形果が多く正品が非常に少なかったと嘆く人がとても多かったようです。また、今までは霜の被害が比較的少なかった栗も大きな被害を受けたと聞きました。

被害金額は、りんご約4,750万円、桃約750万円、梨約350万円、栗約1,300万円で、総額7,163万円と聞きました。ただこれは、降霜直後の調査による被害金額で、その後作物の成長に従い被害金額はさらに大きくなったものと思われる。

凍霜害による被害は、程度の差はありますがここ数年続いており、農家の皆さんにとってはこれに対する対策が大きな課題となっております。

凍霜害対策の方法としては、防霜ファンの設置、燃焼材による燃焼法、耐寒性の強化・保湿効果のある薬液の散布などがありますが、いずれも施設の設置費用や資材が高額で万全な対策は取りにくいのが現状です。

防霜ファンは効果が高く、実際、今年ほど設置してある畑としていない畑の生産量に大きな違いがあった年はないと聞きましたが、新たに設置するには畑の形状によっても異なりますが、10a当たり120万円ほどかかるようです。

燃焼材は、10a当たり30,000円程度必要で何回も実施しなければならず、かなり負担が大きいようです。薬液も同様で、これも数回の散布が必要で

近年、農薬や肥料のほか資材などが高騰していますが、それに加えて凍霜害対策費用は農家の皆さんにとっては非常に深刻な問題となっております。

これらに対し、国は「果樹経営支援対策事業」の整備事業として、防霜ファンの設置に果樹共済又は収入保険に加入していることを前提

に補助率2分の1で支援しています。

また、地方自治体においても、長野市では凍霜害により被害を受けた方に、農業経営の立て直しを図るために、運転資金、防霜ファン等の設備購入に対し、金融機関と協調し利子補給を行っています。

中野市では、12月会議で薬液散布資材の購入補助として、10a当たり6,000円を限度として総額600万円の補正予算を上程し可決されました。

さらに、佐久穂町では、ふるさとチョイスと共同で、クラウドファンディングで霜被害を受けた果樹農家支援のための寄付を募り、燃焼資材購入等の購入補助や農家の支援を行っています。

小布施町は農業立町を標榜し、農業は町の基幹産業であることは言うまでもありません。農業経営に大きな負担となっている凍霜害対策に町としても支援が必要と考えます。

Q 防霜ファンの設置を希望する方に、国の補助と合わせ町としても補助ができないか。また、国の補助の対象から外れる農地に対しても補助ができないか。

A 現時点では国の制度の利用を前提に考えていますが、補助の要件が実情とかけ離れているとすれば町として別の制度化が必要かどうか研究したいと思っています。

Q 燃焼材や薬液の購入に対し補助ができないか。

A 農家の皆さんや関係機関と協議しながら効果や需要を見込み、他市町村の事例も参考にしながら、新年度予算の編成に合わせて具体的な制度化を検討したいと思っています。

Q 凍霜害により大きな被害が出た方に、経営の立て直しを図るためにJAなど金融機関からの借入れに対し利子補給ができないか。

A 凍霜害に起因する借入れに対する利子補給については、県と市町村が協調して利子の助成を行う仕組みがあります。今のところ対象となる案件の情報はありませんが、JAなどの関係機関から情報を収集し検討してまいります。

Q ふるさと納税を利用し、被害農家に対し支援するための制度設計はできないか。

A クラウドファンディングの導入は今後研究することとしますが、凍霜害対策をはじめ、ふるさと応援基金の農業振興への活用については、幅広く積極的に検討していきたいと考えています。





小林一広議員

ふるさと納税の農業関係納付額
に対する補助金制度の検討は

宮崎産業振興課長

関係機関と協議しつつ、具体的な
農業振興策について検討を進める

Q ふるさと納税の納税額の実績から見
て、農業関係者の貢献は大きい。納税額
の約8割が農業関係である。その何割かを積み
立てしながら農業関係に使える補助金制度の創
設はできないか。

A 9月の一般質問を受け、農業委員会でも
検討を始めた。引き続き農業委員会や
JA、県農業農村支援センターなどとも協議し
つつ、農家の皆様のご意見も踏まえて具体的
な農業振興策について検討を進め、新年度予算
の編成に合わせて実現可能なところから制度化
を図っていく所存です。



例えば防霜ファン設置への補助など

ゼロカーボン事業の進捗状況は

大宮総務課長

各種補助事業や実証事業を通じて、着
実にゼロカーボンに向け進んでいます

Q 今年度から、5ヶ年計画で小布施町の
ゼロカーボン事業がスタートしている。
現在の進捗状況、次年度からの予定、最終的に
5年後にはこのゼロカーボン政策がどのように
完結するのか。

A 令和4年度に環境政策に係る環境グラ
ンドデザインを策定した。計画では2030
年度末時点で、2013年度比で50%の温室効果ガ
スを削減し、2050年度にはゼロカーボン実現を
目指します。

公共施設のLED化や太陽光発電および蓄電池
の設置、住宅への太陽光発電と蓄電池の一体的
な設置に対する補助制度の創設等に今年度より
取り組んでいます。これらの取り組みに加え、
熱利用分野の脱炭素化として、薪、ペレットス
トープや木質バイオマスボイラーの利活用等、
持続可能な取り組みとして横展開できるように
取り組んでいきます。



フラワーセンターに設置されたバイオマスボイラー

インバウンド対応の現状は

宮崎産業振興課長

インバウンドに特化した事業よりも、町
全体で受け入れ態勢を考えていきます

Q コロナ感染の不安が世界的に取り除か
れ、また、急激な円安もあり日本の風景
や文化が日本の魅力とし見直されインバウンド
の入込が急増している。町の対応は。

A 外国人の入込について全数の把握はし
ていません。しかし、今後増えていくこ
とが予想されます。小布施町文化観光協会では
対応しています。

現時点では、改めてインバウンドに特化した
事業の推進より、観光協会や事業者など関係の
皆様と、町全体でインバウンドも含め来訪者の
受け入れ態勢を整えていく必要があると考えて
います。



山崎博雄議員

役場職員の人事異動の基準と人員
配置について

新井副町長

人事異動等の実施方針を作成して
います

Q 公務員の異動は、癒着防止、職員の将
来を思っの異動、そして家庭環境等の
状況を把握して行うべきですが、過去、小布施
町では、その業務を長期に担当または在籍する
職員が多く見受けられました。

その職員のスキルに頼っているため、職員異
動が行われず、その職員しか業務がわからない
状況を作り出していたように思います。

また、職員異動の停滞から若い職員が育た
なく、異動経験が不足した上司により、結局その
担当職員の負担が増すばかりで、最後には、そ
の職員が体調不良に見舞われるという悪循環が
生じたのではないのでしょうか。

その時だけの対応で人事異動を怠ると、組織
でその業務を行うことができず、結果、住民
サービスが停滞するのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、小布施町の人事異動の
基準は、どのようにしているのかお伺いしま
す。

人員配置については、庁内の人員を適材適所
に配置し、業務の効率化や最適化を図るための
人事マネジメントのひとつです。人員配置は、
職員一人ひとりの能力を見極めつつ、住民サー
ビスという役場組織の目的達成をするための有
効な手段です。

そしてもう一つの目的は、職員の人材育成で
す。新しいスキルや経験を獲得する新しい配置
先は、新たな能力開発を行う育成の場となるも
のと言われています。

小布施町は小規模自治体ならではの人員配置
を念頭に置くべきと思いますが、どのような基
準で行っているのか、伺います。

A 「組織編成と人事異動に係る実施方
針」を職員に示しており、この実施方針
では、①自己申告書や各所属の状況、人事評価
等の結果を活用し適材適所の人事異動を行うこ
と、②原則として、主事・主任については配置
3年、主査以上については4年を目安として人
事異動の対象者とする、また、③特に5年

を超える職員は特別な事情がある場合を除き優
先的に人事異動を行うこと、などの基準を示し
ていますが、業務継続に問題が生じる場合には
この限りではないものとしています。

人員配置については、人口規模が小さい町村
は、一人の職員が担う業務の範囲は広くなる傾
向があります。

このような状況のなかでも、住民サービスを
提供していくためには、担当職員以外の職員で
も対応できる体制づくりやそのためのマニユ
アル整備、確実な引継の実施、引継後の業務サ
ポート、上司による日常的な業務マネジメント
などが重要と考えております。一方、近年は高
い専門性を求められる業務が増加していること
から、土木技師、保健師、社会福祉士などの専
門職を確保していくことは不可欠であると思
っています。

専門職におけるパートタイム会計
年度職員の報酬の引き上げは

大宮総務課長

子育て分野や医療・介護分野の専門
職は、報酬を含め待遇の改善が必要

Q 国では、医療介護子育て専門職員の報
酬を、少子高齢により需要が増大してい
ることから、最低賃金の引き上げとは別に、処
遇改善手当を交付税に上乗せするなど、さら
なる賃上げに対応しています。町では、パート
タイム会計年度任用職員の処遇改善のために、
国で示している処遇改善手当の部分を含め、さ
らなる報酬の引き上げが必要ではありませんか。

A 子育て分野や医療・介護分野における
専門人材の確保については、大きな課題
となっております。待遇の検討が必要であると認識
しています。

特に待遇面の事情から職員の配置が難しく
なっている職種については、実情に合ったもの
に変更できるように取り組んでまいります。





関 悦子議員

犯罪被害者等の支援

山崎教育長

条例制定の検討、協議を継続していきます

Q 無差別な凶悪犯罪が後を絶ちません。ある日突然、何の落ち度もない人々が犯罪に巻き込まれ、命を落したり、障がいを負ってしまうのです。犯罪被害者やそのご家族・遺族は犯罪そのものによる心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活を続けながら、犯罪によって受けた傷とずっと向かい合わざるを得なくなります。

(警察庁「犯罪被害者等施策」抜粋)

本年5月には隣接する中野市で無差別殺人、銃乱射、立てこもり事件が発生し、男女4人が亡くなり、大変な驚きと不安を感じました。

国は平成17年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、「犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とし、国、地方公共団体に被害者等支援を講じる責務がある」としました。

全国では470余りの市区町村が犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定を行い、長野県内では15市町村が制定しています。

そこで伺います。

- ①最初に、国民の誰しものが犯罪被害者等になる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現が必要であり、そのためには条例制定が必要と考えますが、制定についてどのようにお考えかお聞きします。
- ②次に被害者等からの問い合わせ、相談の総合的な対応を行う窓口である「総合的対応窓口」を設置することになっており、平成31年度には全国の地方公共団体に設置され、小布

施町は「教育委員会生涯学習係」に設置され、関連機関、団体との調整を行うこととなっていますが、その取り組み状況についてお聞きします。

また、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるためには早期支援と情報提供が必要と言われています。

周知のための広報活動が特に重要と思いますが、その状況についてお聞きします。

③新聞報道によると、町は条例制定について「未定・検討していない」と回答していましたが、その理由についてお聞きします。

A ①条例制定については、住民の声をよくお聞きしながら、具体的な検討や協議を続けてまいります。

②現在、担当部署は教育委員会生涯学習係となっていますが、危機管理や福祉などの対応も必要となるため、今後、庁内でさらに「総合的対応窓口」について検討を進めてまいります。また、周知、啓発活動についても今後さらに取り組んでまいります。

③新聞社からのアンケートが届いた時点では、県が施行する犯罪被害者等支援条例を基本に町の各部署がしっかり対応していくとの判断で回答したものです。



12月2日に開催された人権フェスティバル
人権に係る諸問題や犯罪被害者等の支援条例等についてもお話しされた鈴木良忠さんと大塚清美さん



福島浩洋議員

観光立町の町として、北斎館周辺の今後の環境整備はどの様に

桜井町長

北斎館を含めた周辺事業者との議論を踏まえ検討してまいります

Q 北斎館周辺の広場の現状を見ると非常に狭く国道403号から大型バスが安心して入ってくる通路の確保は出来ないものか、また住民や観光客を巻き込んだ事故も想定され大変危惧するところですが、これからの町の発展を考えると行政側が指導力を持って開発整備していくべきと考えますが、見解は。

A 現状の北斎館周辺は大型バスや来訪される自家用車の導線と歩行者の導線が分かれておらず危険な状態にあります。令和5年8月29日に長電バスの協力を得て国道403号からの侵入、場内での方向転換、そして、国道403号への退出の導線を確保したうえで駐車台数の検証を行いました。これについては、榭一客殿の南側を入口兼出口とし信濃屋の建物の左右を用いた方向転換、方向を変えた後の駐車(大型バス7~8台)等、十分に可能との結果を得ることができました。車歩分離の空間づくりは十分可能であり、さらに、安全確保に向けて検討をしてまいります。

小布施町の観光の特徴として、通年賑わう観光地ではなく繁忙期と閑散期の差異が極端に大きいことがあり、駐車場の空き地は、町の景観の空洞化や風景を損なうことが危惧されます。北斎館周辺の環境整備全体については周辺事業者との議論を重ね検討をしてまいります。

Q 新たなトイレの設置について、周辺の敷地の確保は難題と思われますが、北斎館や周辺のお店や自治会の協力を得てそれぞれに「おもてなしのトイレ」と思うが、行政側の考えは。

A 歩行者の安全を確保しバスの導線を避けながら公衆トイレ設置のスペース確保は困難であると考えます。ここ数年は北斎館内のトイレや近隣事業者のご協力をいただき、対応をしております。やはり、分散型ではありますがお客様にとって過ごしやすい「おもてなしのトイレ」は、誰でも使いやすい空間、障害のある方や子ども連れの方、世界中から訪れる多くの人々に心地よく観光・滞在していただくための施設と認識しております。そして、それぞれの事業者の皆さんのご意見を伺いながら行政として早急に協働出来る事を検討してまいります。また、お客様にとって分散型ではありますが「過ごしやすい小布施町になります」ということを外に向けて発信してまいります。



閑散期の北斎館前広場



平日に自家用車で埋まる北斎館前広場